

法律手続

[搬迁必办手续]

搬迁时，需要做多项准备和办理各种各样的手续。

(迁出证明・迁入证明)

从长冈市迁到其他市町村、国外时，请去长冈市政府办理迁出证明手续。

迁出证明手续，可在迁出前 14 天起办理。

迁入后，请在迁入日起的 14 天内，在迁入地所在的市町村政府办理迁入证明手续。

(迁居证明)

在长冈市内搬迁时，请办理迁居证明。搬迁结束后，请在迁入日起的两周内，去长冈市政府办理迁入证明手续。

证明手续可在 AORE 长冈、各分所进行办理。

忘记办理这些手续，很有可能导致办理在留资格更新手续时出现问题。

请千万注意及早办理。

咨询：

市民课

(0258-39-7514)

法的手続き

[引っ越しをする人へ]

引っ越しをする人は、いろいろな準備と手続きが必要です。

(転出届・転入届)

長岡市から別の市町村や海外へ引っ越すときは、長岡市に転出届を出してください。

転出届は、引っ越しする日の 14 日前から出すことができます。

引っ越しが終わったら、引っ越した日から 14 日以内に、引っ越し先の市町村の役所に転入届を出してください。

(転居届)

長岡市内で引っ越すときは、転居届を出してください。引っ越しが終わったら、引っ越した日から 14 日以内に長岡市に転居届を出してください。

アオーレ長岡、各支所で手続きができます。

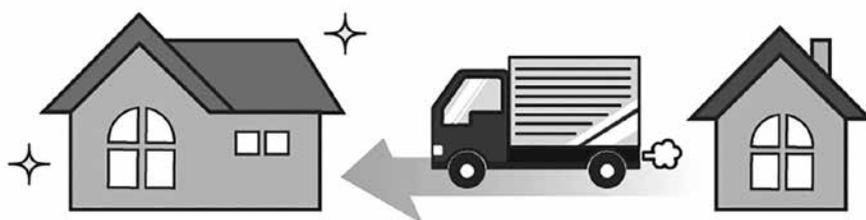
これらの届を出し忘れると、在留資格の変更手続きなどがうまくいかなくなる時があります。

注意しましょう。

問い合わせ：

市民課

(0258-39-7514)



[在留手続]

(居住地手続)

取得在留カード后，请去市区町村政府申报住址。请在住所确定后 14 日以内申报。

因搬迁住址发生变化时，也请去办理变更手续。

向新潟入国管理局申请延长在留资格期限时，申请文件上的住址必须与在留卡上的一致。如果两处不一致，只能办理完市政府的住址变更手续后才可以申请在留期限的延长。为了省却不必要的麻烦，一定要按期办理各项手续。

咨询：
市民課
(0258-39-7514)

(变更手続)

下表中任何一项有变化时，都必须在变更后 14 日以内去“东京出入国在留管理局新潟出張所”办理变更手续。

- ・ 姓名 ・ 国籍
- ・ 出生年月日 ・ 性別
- ・ 工作单位名称及住址
- ・ 在留资格是“家族滞在”、“日本人的配偶者等”、“永住者の配偶者等”等的人，与配偶离婚或配偶死亡时。

(在留资格变更的获准)

想做与现在所持在留资格不同资格才能做的事时，必须先变更在留资格才行。例如，留学毕业后在日本公司就职时等情况下就须变更资格。然而是否能够获取新资格，因具体情况而定。

[在留手続き]

(住居地の届出)

在留カードをもらった人は、市区町村の役所に住所を届け出てください。住所を決めてから 14 日以内に届け出てください。

引っ越しをして住所が変わったときも届け出てください。
新潟の入国管理局で在留期間を延ばすための申請をする時には、申請書に書いてある住所と在留カードの住所が同じでなければなりません。住所が違っていると、市役所で住所変更の手続きが終わるまでは在留期間を延ばす申請をすることができません。変更届は必ず出しましょう。

問い合わせ：
市民課
(0258-39-7514)

(変更届出)

次のことが変わった時は 14 日以内に東京出入国在留管理局新潟出張所に届けなければなりません。

- ・ 名前 ・ 国籍
- ・ 生年月日 ・ 性別
- ・ 勤務先の名前や住所
- ・ 在留資格が「家族滞在」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」などの人が配偶者と離婚したり、配偶者が死んだとき

(在留資格変更の許可)

今、持っている在留資格とは違う在留資格で活動したい時は在留資格を変える許可を受けなければなりません。例えば留学生が卒業して日本の会社に就職する時などで、けれども許可が必ず受けられるとは限りません。

(在留期限更新的获准)

在留资格所制约的期限过后还想在日本生活时，必须办理在留延长手续。然而是否能够获取新资格，因具体情况而定。在留期限结束前3个月起，可申请更新。

(在留资格的取得)

在日本出生、脱离日本国籍、在日本滞在60天以上者，都必须在30天以内办理在留资格手续。

[永住资格的获准]

在日本长期生活，且其生活被判定为对日本有益的人才能获准取得永住这一在留资格。获得永住资格的标准，一般都很严格。

咨询：

东京出入国在留管理局新潟出張所
(025-275-4735)

[日本国籍取得手续]

孩子的父母即使没有结婚，拥有日本国籍的一方只要承认了孩子（承认父子或母子关系），提交申请手续后孩子就可取得日本国籍。

咨询：

新潟地方法务局长冈支局
(0258-33-6901 分号【3】)

(在留期間更新の許可)

在留資格で決められた期間を超えて日本に滞在したい時は在留期間を延長しなければなりません。

しかし許可が必ず受けられるとは限りません。在留期間が終わる約3か月前から申請できます。

(在留資格の取得)

日本で生まれた人や日本国籍を離脱した人で、60日をこえて日本に滞在する人は、30日以内に在留資格を取らなければなりません。

[永住の許可]

長い間日本で生活していて、その人の永住が日本国の利益になることが認められた時に、永住が許可されます。永住許可基準は一般に厳しいです。

とあ
問い合わせ：

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく
東京出入国在留管理局
にいがたしゅつちやうじよ
新潟出張所
(025-275-4735)

[日本国籍取得]

父母が結婚していなくても、日本国籍の人が認知(父または母であることを認める)していれば届け出によって、その子どもは日本国籍を取得できます。

とあ
問い合わせ：

にいがたちほうほうむきよくながおかしきょく
新潟地方法务局长岡支局
(0258-33-6901 案内番号【3】)

[结婚手续]

外籍人士与日本人结婚时，可以按日本法律办理，也可以按外国法律办理。按日本法律办理时，原则上需要外籍人士的婚姻要件具备证明、国籍证明文件。婚姻要件具备证明，是证明外籍人士依照其本国法律具备结婚条件的证明文件。因存在不发行此文件的国家，详情请咨询大使馆。

已按外国法律办理过结婚手续的人，须在日本配偶的户籍上记入“结婚”一栏，因此需要向市政府提交结婚证明文件的滕本。

此外，双方均为外籍人士结婚时无需按日本法律办理，请向各自国家大使馆咨询。

提交外文文件时，需要日文翻译件。

[出生证明]

婴儿出生后，请父母的其中一方去办理手续。

- * 婴儿出生 14 天以内，须去办理出生证明。此时，需要医生出具的出生证明。
- * 出生 30 日以内，须去新潟入国管理局办理在留资格手续。但出生后 60 日以内离开日本回国的婴儿，无需办理在留资格。

[离婚手续]

日本人与外籍人士协议离婚时，请向日本人居住地的政府提交协议离婚申请。协议离婚申请如果提交到非日本人居住地的话，必须提交日本人的住民票。

[婚姻届]

外国籍の人が日本人と結婚するには、日本の法律に従ってする場合と外国の法律に従ってする場合とがあります。日本の法律で結婚する場合は、基本的には外国籍の人の婚姻要件具備証明書と国籍を証明する書類が必要で、婚姻要件具備証明書は、外国籍の人がその国の法律に従って結婚するのに問題がないことを証明する書類です。この書類を発行しない国もありますので詳しいことは大使館に問い合わせてください。

すでに外国の法律で結婚している場合は、日本人の戸籍に結婚していることを書く必要があるため結婚に関する証書の滕本を市役所に出してください。

また、外国籍の人同士が結婚する場合は、日本の法律で成立しないことがありますので、各国大使館に問い合わせてください。

外国語で書いてある書類は日本語の翻訳文も必要です。

[出生届]

赤ちゃんが生まれたら父母のどちらかが手続きをしてください。

* 赤ちゃんが生まれた日から 14 日以内に届けてください。医師が発行した出生証明書が必要です。

* 30 日以内に新潟の入国管理局で赤ちゃんの在留資格を取得する手続きが必要です。ただし、出生から 60 日以内に帰国する場合は在留資格はいりません。

[離婚届]

日本人と外国籍の人が離婚することになったときは、日本人の住所地の役所に協議離婚届を出します。

協議離婚届を出す役所が日本人の

离婚双方均为外籍时，无需按日本法律办理，请向各自国家的大使馆咨询。

咨询：市民課
(0258-39-7513)

[再入境許可手続]

离开日本 1 年内返回时，无需再入国許可（等同再入境許可即可）。离开日本时，请向入境审查官申请“等同再入境許可”。

回国、旅游等需要较久离开日本、在留期限内还要返回日本时，请在离开日本前办理再入境許可。

再入境許可分为一次性、任意多次两种。仅限一次的再入境許可手续费需 3000 日元，有效期内不限次数的多次再入境許可需 6000 日元。请到出入国在留管理局申请。

距长冈最近的出入国在留管理局，位于新潟机场的旁边，从新潟车站搭乘公交车可至。如乘“路线巴士”，在车站万代出口一小时有一班车；如乘“专线车”，则在车站南出口 20~30 分钟有一班车。

咨询：
东京出入国在留管理局新潟出張所（025-275-4735）

居住地でない時は、日本人の住民票を添付する必要があります。
外国人同士が離婚する時は、日本の法律で成立しないことがありますので、各国大使館にお問い合わせください。

問い合わせ：市民課
(0258-39-7513)

[再入国許可]

日本を出てから 1 年以内に帰ってくる時は、再入国許可はいりません（みなし再入国許可）。日本を出るときに入国審査官にみなし再入国許可をお願いしてください。

帰国や旅行などでしばらく日本を離れ、在留期間内にまた日本に帰ってくる時は、日本を出る前に再入国許可をもらってください。

再入国許可は 1 回だけ使えるものと、何回も使えるものがあります。1 回だけの再入国許可は 3,000 円、有効期間の間、何回も使えるものは 6,000 円です。出入国在留管理局で申し込みをしてください。

長岡から一番近い出入国在留管理局は、新潟空港の隣にあります。新潟駅からバスで行くことができます。路線バスは万代口から 1 時間おきに、リムジンは南口から 20 分~30 分おきに出ています。

問い合わせ：
東京出入国在留管理局
新潟出張所(025-275-4735)

[日本司法支援中心]

您想得到解决法律性问题的信息、服务时，可去日本司法支援中心新潟“法 Terasu”。

在这里可以获得有关离婚、犯罪、残次商品支付等问题咨询窗口的信息。

诉讼纠纷时，还设有为无钱请律师、司法书士者的费用垫付制度。

咨询：

日本司法支援中心新潟“法 Terasu”
(0570-078-374)

[印章注册]

外国采取用签名来证明身份的方法，而日本则使用印章来证明身份。印章，分为便章（日语：認印）、实印（日语：実印）两种。日语中的“はんこ”、“印鑑”，是体现便章、实印的叫法。

便章，用于开设储蓄账号、金融交易、各类文件、各种注册等情况。外籍人士有时也可用签名代替印章。

办理购买、登记、卖出房屋、汽车等手续时，则需要由政府注册过的实印。

印章注册证书，是证明实印是正式印章的证明书。刻实印的姓名前，请在市民课进行确认。

咨询：

市民课
(0258-39-7514)

[日本司法支援センター]

法的な問題を解決するための情報
やサービスがほしい時は、日本司法支援センター法テラス新潟で相談できます。

離婚問題、犯罪、欠陥商品の支払い問題などについて相談できる窓口をおし
教えてもらうこともできます。

裁判を起こす時に弁護士や司法書士への相談費用のない人には費用を立て替える制度もあります。

問い合わせ：
日本司法支援センター法テラス新潟
(0570-078-374)

[印鑑登録]

外国では手書きのサインが身分証明に使われますが、日本では印鑑が身分を証明する方法として使われます。印鑑には、認印と実印の2種類があります。「はんこ」や「印鑑」という言葉は、「認印」や「実印」を表す呼び方です。

「認印」は、預金口座開設、金融取引、各種書類やいろいろな登録に使われます。外国籍の人は、印鑑の代わりに自筆の署名でもよい場合があります。

家や自動車を買ったり、登録したり、売ったりする時の手続きには、市役所で登録した「実印」が必要です。

印鑑登録証明書は、実印を公式なものとして証明するものです。実印に彫る名前は、事前に市民課を確認してください。

問い合わせ：
市民課
(0258-39-7514)

[个人编号 (マイナンバー)]

个人编号 (マイナンバー), 是每个人被编上的编号, 在市政府等处办理手续时需要提交。

为了防止被坏人、犯罪所利用, 个人编号 (マイナンバー) 除了必要之外不可让外人知晓。

◆可以申请“个人编号 (マイナンバー) 卡”!

个人编号 (マイナンバー) 卡是印有本人头像照片的卡, 申请后可获取。

个人编号 (マイナンバー) 卡上印有个人号码 (マイナンバー), 还可作为身份证使用。

咨询:

市民课

(0258-39-7514)

(其他手续)

- 电费 28 页
- 煤气 29 页
- 水费 31 页
- 粗大垃圾 33 页
- 邮局 60 页

[个人番号 (マイナンバー)]

个人番号 (マイナンバー) は一人一人につけられている番号で、役所などでの手続きに必要なものです。

个人番号 (マイナンバー) は、悪いことや犯罪に利用されないように、必要がなければおのれの人に教えないでください。

◆「个人番号 (マイナンバー) カード」がもらえます!

个人番号 (マイナンバー) カードは、あなたの顔の写真がついたカードです。申し込みをしたらもらうことができます。

个人番号 (マイナンバー) カードには、个人番号 (マイナンバー) が書いてあり、身分証明書にもなります。

問い合わせ:

市民課

(0258-39-7514)

(その他の手続き)

- 電気 28 ページ
- ガス 29 ページ
- 水道 31 ページ
- 粗大ごみ 33 ページ
- 郵便 60 ページ

